

平成 19 年度 国立大学法人静岡大学 年度計画

【平成19年3月30日 文部科学大臣へ届出】

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

< 学士課程 >

新カリキュラム「全学教育科目」を着実に実施するとともに、成果の検証のしくみを検討する。

大学教育センター企画・マネジメント部門と学部との連携を強化しつつ、各学部固有の教育の特色を生かした教育計画の改善を図る。

柔軟な課題対応能力、対人関係能力を育成する実体験型教育等の実績を踏まえつつ、継続的発展のための検証を進める。

企業や社会の現代的ニーズに対応した科目や高度な専門知識を習得できる科目の一層の充実を図る。

カリキュラムの改訂、卒業研究指導の充実等により、大学院へ進学し、高度専門職業人及び研究者となる人材を養成する。

多角的な評価方法に基づいた検証システムを導入し、卒業生、高等学校教員、雇用主等による評価を実施し、フィードバックの仕組みを検討する。

全学教育科目の外部評価の実施に向け、評価項目の設定を行う。

< 大学院課程 >

カリキュラムを充実させるほか、実務経験者等による指導や、企業等による現場経験を通じて、高度な専門的知識を習得させる。

国際学会・シンポジウムの企画及び発表等を、国際交流センターにおいて積極的に支援するとともに、学生の参加を支援する仕組みを検討する。

多角的な評価方法に基づいた検証システムを導入し、修了生、雇用主等による評価を実施し、フィードバックの仕組みを検討する。

(2) 入学者受け入れに関する目標を達成するための措置

募集要項に明示された各学部、研究科等のアドミッション・ポリシーにふさわしい入試を実施する。

全学入試センターを中心に、県内外の高校教員等を対象とした説明会や進学相談会を充実させる等、優れた受験生を多数確保するための対策を講ずる。

入試制度の多様化、入学機会の拡充及び長期在学制度の活用等により、社会人等を含む多様な学生を受け入れる。また、大学院委員会を中心に渡日前選抜試験制度を検討する。

入学者選抜方法研究会で行う追跡調査がフィードバックされる仕組みを整備する。

(3) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

< 学士課程 >

教育課程の編成

全学教育科目及び専門科目の各授業で、予習復習の徹底が可能な仕組みを検討する。

高校教育との連携を考慮したカリキュラムを実施するとともに、理系基礎科目の充実を図る。

卒業後の進路をふまえた教育プログラムにより、インターンシップを積極的に取り入れ、全学部での導入を目指す。

各学部の教育目標に即して、学士課程教育と大学院教育の連携に配慮した教育プログラムを策定・実施する。

国際的通用性・共通性を有するカリキュラム編成に努めるとともに、国際標準がある分野では教育目的に合致する限り、積極的に認定を受ける。

学生の関心と学習目標に応じて、他学部の授業を履修できるよう、適切な情報の提供を行う。また、転学部・転学科制度について、大学教育センター会議及び学部での検討を踏まえ、見直しを図る。

静岡の文化、環境保全や地域活性化等をテーマにしたフィールドワーク教育等、地域特性を活かした教育を充実させる。

理系学部、学科の学生に十分な基礎学力を習得させるために、学生の学習履歴に合ったカリキュラムを学部横断的に展開する。

県内の公私立大学等と連携した共同授業・連携講義等を推進する。

授業形態、学習指導法

シラバスに、予復習に関する事項を明記する。

文系におけるディスカッションや工学系のものづくり教育等、学生参加型授業を積極的に推進する。

e-ラーニングを組み合わせた授業や、様々なメディアを活用した授業の在り方について、全学的に普及させる。

実習・フィールドワークなど体験的授業の充実を図るとともに、全学的な単位化を進める。少人数教育等、個々の学生に対するきめこまかな指導体制の充実を図る。

適切な成績評価

大学教育センターが整理・把握した成績評価にかかる問題点を基に、成績評価の説明責任を共同で負う体制を確立する。

新たに導入した成績評価制度を基に、G P A (Grade Point Average)制度の導入に向けて検討を進める。

< 大学院課程 >

大学院委員会において、他大学出身者や社会人入学者向けの大学院導入科目の充実、それぞれのニーズに応じた体系化されたカリキュラムの実施に向けて検討を進める。

自然科学系教育部において、必要な基礎知識を広く講義する「総論」、知的財産論等の「基盤的共通科目」の充実を図る。

シラバスに、授業内容、成績評価方法等を明記する。

(4) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等

役員会において、各部局、センター等に教職員を戦略的に配置するシステムを検討する。

新たな教員組織制度を基に、教員の柔軟な配置を図るとともに、助教制度の活用に向けた検討を行う。

受講者の多い実験・演習科目においては、原則としてティーチング・アシスタントを付けるなど教育活動を支援するための体制を整備する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備

大学教育センターにおいて、F D 資料室の資料及びメディア教材を点検・整備し、教材等の活用の促進を図る。

附属図書館において、教員及び学生のニーズに相応しい学習用図書等の系統的整備や、未登録の目録情報データの遡及登録を図る。

情報リテラシー教育やe-ラーニングのために平成18年度に稼働を開始した新しい情報基盤の上に、さらにC A L Lシステムを拡充・整備する。

新たに導入する学務情報システムを活用し、電子化されたシラバスの検索方法等の改善を図る。

新たに導入する学務情報システムを活用し、学生への掲示・呼び出し等の電子化等、学習環境の充実を図る。

部局を越えた協力体制の確立

大学教育センターにおいて、全学開放科目の履修を容易にするため、全学協力体制の整備に向け、検討を進める。

(5) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応

修学上の諸問題についての相談・指導・連絡体制を充実させる等、教務分野での学生サービス向上を図る。

自主的学習を支援する環境（施設・設備等）の充実を図る。

表彰制度の積極的な運用を図るとともに、学業成績が特に優秀な者、又は課外活動等において特に優秀な成績を挙げた者に対する奨学金制度の検討を進める。

学生モニター制度やオピニオンボックスのほか、全学的な学生アンケート等により、学生のニーズを把握する。

生活相談・就職支援等

生活面、修学面等に関する学生相談状況を把握し、助言体制の連携・充実を図るとともに、教職員の助言能力を高める研修を実施する。

就職支援スタッフを中心に学生のニーズを把握するとともに、就職指導体制の充実を図る。

キャリア・アドバイザーを活用する等して、就職指導体制の充実を図る。

インターンシップ等の充実、同窓会との協力等により就職支援を進める。

経済援助制度の整備

学業成績優秀者及び社会人学生に対する、授業料・入学料等の減免を含めた新たな助成制度を確立する。

各種奨励奨学金情報の入手の利便化を図り、申請手続きに関する支援を行う。

社会人学生に対する配慮

学生のニーズ調査を踏まえ、全学学生委員会において、学習・生活面についての相談窓口等、福利厚生等の改善に向けた整備計画を検討する。

静岡市産学交流センターや、アクトシティ浜松研修交流センター等を活用した講座等の開講を促進する。

留学生に対する配慮

国際交流センターの学生交流部門を中心に、入学から修了までの教育指導・支援の充実を図る。

留学生に対する日本語教育・日本事情教育の内容を充実する。

国際交流センターを中心に、ホームページの内容を見直すとともに、留学生カウンセラーを活用し、相談体制及び広報活動を充実させる。

国際交流センターにおいて、国内外における留学生の事故・事件に対処するためのマニュアルを策定する。

正課外活動に対する支援

全学的な正課外教育のコーディネート、個々のサークル活動への支援、施設の開放など学生助育体制を充実する。全学学生委員会において、公認サークルの顧問教員職務の制度化等について検討する。

静岡・浜松両キャンパスの学生サークル交流の支援、留学生と日本人学生との交流など、多様な交流を推進する。

学生ボランティア活動に対する支援を充実する。

(6) 教育活動の評価及びその改善のための措置

学生による授業評価の結果を、担当教員にフィードバックするとともに学生に向けて公開する。また、授業評価の方法や授業改善への学生参加の制度化について検討する。

評価会議において、卒業生等による外部評価を実施する。

『教師必携』の内容を充実させ、教育内容の改善に役立たせる。

教員相互の授業公開を積極的に進め、日常的に授業改善を行うとともに、大学教育センターにおいて授業公開の実績・成果を把握する。

F D活動に学生を積極的に参画させるとともに、大学教育センターにおいて学生の参加状況等の実績を把握する。

新任教員研修等を充実させるとともに、大学教育センターにおいて、平成19年度からの新教員組織に対応した研修制度案を策定する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の成果に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

学術と文化を支える基礎的研究の上に立ち、国際的な研究、地域に根ざした研究、産業界や地方自治体等公的機関と連携した研究を推進する。特に以下の領域に重点的に取り組む。

- 光・電子・情報分野、特にナノビジョンサイエンス領域における先端的研究
- 生命・環境科学に関する分野横断的な研究
- アジアにおける自然と社会・文化に関する研究
- 地域に密着した課題を発掘し、その解決を目指す研究

研究戦略会議の調整の下、ポテンシャルの高い研究者・研究者集団を部局横断的に結集、組織化し、新しい研究領域を切り拓く。

研究成果の社会への還元

イノベーション共同研究センターを窓口に、地域と社会の要請に応え、共同研究を推進し、研究成果、学術情報を公表する。

知的財産本部を中心に国内外の技術移転組織との連携を強化し、技術移転の促進を図る。

浜松、静岡各地域の産学官連携組織との連携により、新産業の萌芽となる未踏技術研究開発、ベンチャー起業を目指した研究をそれぞれ推進する。

行政機関、社会諸団体等の要請に応える講座や講演会、各種審議会、各種相談窓口等を通じた、専門的知識の提供を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置

研究戦略会議において、部局横断的な研究プロジェクト、部局内の分野横断的な研究プロジェクトの推進を図り、その取組みを支援する。

客員教授及び寄付講座等の制度を積極的に利用し、学外研究者との協力により研究の活性化を図る。

教員特別研修制度による派遣を引き続き実施し、研究を推進する。

技術職員の資質向上を図るとともに、役員会等において、新教員組織における教育研究への支援体制等、技術職員の在り方について検討する。

プロジェクト研究にリサーチ・アシスタントを積極的に活用する。

研究資金の配分

大学または部局の重点研究に、優先的に研究資金を配分する。

萌芽的な研究や若手研究者への支援を強化する。

研究設備等の活用・整備

研究室の有効活用及び研究設備の共同利用を推進する。

全学的なマネジメントの下に施設の有効活用、及び改築又は補修を行う。

新しい情報基盤を強化し、情報のセキュリティを確保するとともに、性能のよいネットワーク環境の整備を継続する。

新しい情報基盤を強化し、高度な数値計算に必要な性能を有する計算環境の整備を継続する。

図書館建物及び設備の整備により、効率的な情報提供を可能とする研究環境を検討する。

研究文献及び電子資料類の系統的整備を行う。

大型研究装置の導入に向け、競争的資金のほか、整備財源を確保する。

知的財産の管理及び活用

平成20年度以降の知的財産にかかる、新たな実施組織を構築する。

国内、国外の有用な特許取得及び特許の活用を拡大する。

知的財産本部の戦略の下に、大学発ベンチャー企業の創出、国内外の技術移転組織との連携促進を図るとともに、大学発ベンチャーによる技術移転の事業化を促進する。

共同研究の推進

未踏技術開発等につながる、国、自治体、研究機関とのプロジェクト研究や、社会のニーズに基づく共同研究を推進する。イノベーション共同研究センターにおいては、さらなる共同研究、プロジェクト研究の増加と大型プロジェクトの獲得を目指す。

研究戦略会議において、学部等と学内共同研究施設との連携によるプロジェクト研究、分野、学部横断的なグループ研究の推進を図る。

リサーチ・アシスタント配置などにより、研究活動を支援する体制の充実を図る。

(3) 研究活動の評価及びその改善のための措置

評価会議において、研究活動面に関する全学的な自己評価システムを試行する。

研究の評価結果を、資源配分に反映するシステムの整備に向け、引き続き検討する。

不正防止対応計画検討会において策定された、研究者の行動規範等を含めた不正防止計画に基づき、コンプライアンス体制の整備を図る。

3 社会との連携に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力

生涯学習教育研究センターなど既存の関連組織を見直し、新たにセンターを設置する。

社会人入学制度、リカレント教育、高度専門職業人教育、生涯学習支援者教育の拡充を図る。

小学校・中学校・高校など教育現場の連携ニーズに対応して、大学教員の派遣、教員研修会、生徒の受入れなどにより教育支援活動を行う。

科目等履修生の受け入れ、資格取得講習の開催等を通じて、社会人のブラッシュアップの場を提供する。

新たに設置されたセンターの企画・調整の下、地域住民の知的要求に応えうる公開講座、市民開放授業、講演会、シンポジウム等を積極的に開催する。

新たに設置されたセンターを中心に、地方自治体主催の市民講座等の教育サービスと連携し協働する。

市民相談部門（こころの相談室、法律相談、技術相談等）の活動を推進する。

外国人居住者との共生に向けた施策など地域的課題に応える。

大学の活動に関する情報を、広く地域に向けて発信する。

地方自治体・教育委員会・産業界などとの交流の場を多様化し拡充する。

大学発ベンチャーへの支援機能をさらに充実し、優れた創業企業を支援する。

県内公共図書館間との連携等を強化し、多様な形態による附属図書館の地域公開を進める。

地域住民による体育施設、農場など諸施設の利用を促進する。

大学開放事業を拡大・充実させる。

同窓会等との連携強化

各同窓会と連携し、卒業生による講演会等を開催する。

同窓会等との定期的な懇談会の開催等を通じて、連携を強化する。

全学同窓会を通じて、寄附金等の支援を依頼する。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

諸外国の大学等との交流

国際交流センターを中心に、学生交流と研究交流を組織的に支援し、大学の国際化を総合的に促進する。

国際交流センターにおいて、留学生のニーズの多様化に対応する教育プログラムの充実、サマースクールの拡大等を図る。

国内外における大学説明会に積極的に参加するとともに、新たに立ち上げた国際交流センターのホームページ等を通じて、積極的な情報発信を行う。

国際交流センター学生交流部門を中心に、留学生の受け入れや学生の海外派遣を増加させるための方策を検討する。

国際交流協定校の拡大と協定校との協定内容（学生交流、学術交流、共同研究など）の整備・充実を図る。また、交流協定大学との国際会議を本学において開催する。

国際交流センターにおいて、国際交流に関するデータベースシステムの構築へ向け、引き続き検討を進める。

教員任用制度等を積極的に活用し、諸外国の大学等との教育研究上の人的交流を促進するとともに、国際交流センターにおいて、新たな招聘・派遣制度について引き続き検討する。

教育研究活動に関連した国際協力

国際交流センターにおいて、平成18年度に実施した学内の関連分野教員への聞き取り調査の結果を踏まえ、開発途上国への教育研究及び技術開発における協力体制を整備し、各事業を推進する。

独立行政法人国際協力機構等が主催する国際的教育関係プロジェクト等に協力する。

地方自治体とも連携し、地域社会の国際化に対応した外国人等への教育支援に取り組む。

5 附属学校園に関する目標を達成するための措置

大学・学部との連携・協力

教員養成カリキュラム委員会での教育実習の在り方についての根本的な検討を踏まえ、教育実習の一層の充実を図る。

附属学校園間や附属学校園と大学・学部間の授業担当の交流を推進する。

学部生及び大学院生の実践現場での参画活動を伴う授業科目を附属学校園と共同で実施するなど、日常的な連携を強化する。

学校運営の改善

附属学校園総合計画委員会が策定した附属学校園の将来計画の実施に向けて検討を進める。

異校種間、同校種間の連携を一層深めるとともに、「特色ある学校づくり計画書」に基づいて実施した取り組みを評価し、改善を図る。

地域の拠点校としての役割

大学・学部及び地域の公立学校園等と連携・共同し、学校現場における今日的な教育課題に対応した研究開発を行う「学校現場型研究プロジェクト」を推進する。

ネットワークや情報機器類の整備を進め、地域の情報拠点機能を強化することにより、e-ラーニングや情報提供等の事業を引き続き実施する。

教育学部において、サテライト教室のシステム更新及び現職教員研修等での活用方法について検討する。

施設設備の充実

施設設備の実態調査により整理した課題に基づき修繕等を行い、施設整備の充実を図る。

教育学部において、サテライト教室等の学校施設の全学利用に向け、システム及び機器の整備と活用方法について検討する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

全学的な経営戦略の確立

学長・理事を全学的な経営戦略策定の中核として、学長補佐体制の充実を図る。

学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等の運営

部局単位での政策立案能力と組織運営の機動性・効率性の向上を図る。

各教員が教育研究に専念できるようにするために、教授会等の回数・所要時間を減らす等の見直しを図る。

内部監査機能の充実

監査室において、業務の権限と責任の分担をより明確にするとともに、相互の内部チェック機能を強化する。

監査室の体制を見直し、内部統制機能を強化するシステムを整備する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の見直し

社会的ニーズや教育研究の進展を踏まえ、役員会及び企画・調整会議等において、教育研究組織の再編成・見直しについて審議を行う。

人文学部の組織再編について、学部分割等、受験生ニーズに応え、社会に分かり易い改革案を策定する。

平成18年度に設置した創造科学技術大学院、理学研究科、工学研究科において、設置計画に沿った特色ある教育研究活動を進める。

文系新大学院（博士課程）の設置を目指し、ワーキング等において設置形態について検討を進め、全学的な調整を図る。

大型外部資金等により附置研究所に新たな研究設備を導入して、21世紀に対応した研究環境の整備を図るとともに、世界拠点を目指して、ナノビジョン研究推進センターの改組に向けた検討を進める。

教員養成課程の質的充実と強化のため、引き続き教育学部及び教育学研究科の改組案を策定する。

平成18年度に改組した理学部生物科学科と地球科学科において、改組計画に沿った特色ある教育研究を進める。

農学研究科を共生バイオサイエンス専攻、環境森林科学専攻及び応用生物化学専攻の3専攻に改組するための検討を進める。

他大学等との統合・再編

浜松医科大学と教育・研究連携に関する包括的協力協定に基づく事業を展開する等、近隣の大学との統合を視野に入れつつ、様々な連携協力を具体的に進める。

創造科学技術大学院の設置に伴い、第1期中期目標期間中における農学系連合大学院の連携協力の在り方について引き続き検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用

教員の個人評価システムを試行するとともに、事務職員・技術職員の評価システム及び評価結果の待遇への反映について、意見聴取を経て具体案の検討を進める。

柔軟な人事制度及び多様な教職員構成

労働時間・雇用形態の弾力的な運用を図る。

任期制・公募制の積極的活用により、教員の流動性を高める。

女性教職員、外国人及び障害者の採用・登用を積極的に進める。

事務職員等の採用・養成

事務職員の採用については、東海・北陸地区における競争試験による採用を原則としつつ、専門性の高い職種については、大学独自の柔軟な採用を行う。

業務に即した知識を深め、具体的な課題に対応しうる判断力・行動力を身につけることができるよう、能力開発プログラムを組み入れた研修を実施する。

採用時研修等の充実を図るとともに、国内外の民間企業、大学等への派遣研修を推進する。職務の専門性、特殊性を考慮した在任期間や職務遂行能力の向上案を策定する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の機能、編成の見直し

業務の効率化、能率化を図り、引き続き事務組織を整備する。
全学的組織を設置し、業務情報の一元化に向けた検討を進める。
アウトソーシング可能な業務について検討し、さらに導入を進める。

学内情報基盤整備

全学の情報基盤を統合的に管理する体制を構築する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

外部資金の獲得

部局ごとに平成22年度科学研究費補助金の目標申請率文系60%、理系90%の達成を目指す。
また、研究戦略会議が中心となって、外部資金獲得のサポート体制を検討する。
研究戦略会議において方針を策定し、産学連携、地域貢献を促進しつつ、自己収入の増加を目指す。
大学の保有する機器を活用した試験、調査などの受託を積極的に進めるため、広報活動を徹底する。

収入を伴う事業の実施

各種講座、市民開放授業の充実を図るとともに、科目等履修生の受入、施設の貸出し等の多様な施策を実施し、事業収入の増加を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

人事管理計画の策定等を通じて、概ね1%の人件費を削減する。
光熱水費、通信費、消耗品費などの管理運営経費を、経費節減実施計画表に基づいて抑制する。

自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

評価のための情報基盤を強化するため、静岡大学教員データベースの仕組みを検証する。
評価会議において、各部局等の自己点検評価のシステムを策定するとともに、教員の個人評価を試行する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

教育目標と教育内容を刊行物及びホームページ上で、より積極的に公開する。
研究情報及び研究成果等をホームページ上で公開する。また、学術成果リポジトリ構築に向け、引き続き検討を行う。
学内刊行物の集約化を図り、その電子化を進める。
ホームページを充実し、外部からのアクセスを容易にする。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設等の整備

教育研究設備の整備充実を図る。
学生の福利厚生施設の整備充実を図る。
校舎等の老朽化改善・再生整備を図る。
大規模災害に対する施設設備の安全性能を確認の上、不良な点は速やかに改善する。
室内環境の把握に努めるとともに、外部に有害物質を排出しない施設設備を整備する。
ハートビル法に準拠した施設の改善を行い、ユニバーサルデザインを導入する。
教育研究の場にふさわしい屋外環境の整備を行う。

施設等の有効活用及び維持管理

施設マネジメント委員会において、施設等の適切な共同利用や再配分を積極的に進め、効率的活用を図る。

施設に関する自己点検評価を徹底するとともに、計画的な建物の維持保全及び管理を行い有効な利活用を図る。

建物の維持保全及び管理を計画的に実施する。

情報基盤整備を行い、情報サービスの一元化を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

学生等の安全確保

役員会において、防犯警備体制の強化を含め、危機管理に対して、全学的・総合的な危機管理体制の確立に向けて検討する。

危険薬品類の取扱いや、有害廃液処理等の管理に係る規則・マニュアルにより、定期点検を実施する。

有害廃液処理・実験等に使用する化学薬品の管理、日常の心構え等について教育・研修を行い、安全対策の徹底を図る。

労働安全衛生法等をふまえた安全管理・事故防止

教職員の健康、安全を図るため、安全衛生管理体制を恒常的に見直す。

事故発生時の初動対応マニュアルに基づいて研修・訓練を行う。

実験に使用する薬品の購入管理、使用管理、廃液処理までの総合管理システムの構築に向け、検討を進める。

「東海地震」を想定した防災体制の確立

新入生セミナー及び総合科目において、学生に対する地震・防災教育の充実を図る。

緊急時に対応可能な学内防災体制組織の一層の連携強化を図る。

防災対策委員会において、学生・教職員等の安否確認体制の早期実現を図る。

防災・ボランティアセンターを中心に、地域住民との防災ネットワーク及び地方自治体との連携の充実を図る。

防災・ボランティアセンターを中心に、学生防災ボランティアの養成・支援を実施する。

地震発生時の初動体制を確立するため、有効で実用的な防災トレーニングを実施するとともに、教職員、学生への一層の周知徹底を図る。

大学キャンパスが地震の際の避難地としての機能を果たすために、避難場所、防災倉庫を整備し、食糧等の備蓄を進める。

予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

（別紙）

短期借入金の限度額

- ・短期借入金の限度額
28億円

- ・想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし。

剰余金の使途

教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
(城北)地域科学技術基盤棟 改修	総額 413	施設整備費補助金 (359)
小規模改修		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (54)

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・整備の改修等が追加されることも有り得る。

2 人事に関する計画

教員人事について

(1) 雇用方針

- ・任期制・公募制の積極的活用により、教育・研究等それぞれの分野にふさわしい人材を任用するとともに教員の流動性を高める。
- ・女性教員、外国人及び障害者の採用を積極的に進め、多様な教員構成を図る。

(2) 人事評価システムの整備

- ・教育・研究、地域連携、国際連携、管理運営への貢献などを評価し、待遇に反映させるシステムの構築に向け検討を進める。

事務系職員について

(1) 雇用方針

- ・東海・北陸地区国立大学法人等職員採用試験による採用を原則とし、専門性の高い職種については、大学独自の柔軟な採用を行う。

(2) 人事育成方針

- ・業務に即した知識を深め、具体的な課題に対応しうる判断力、行動力を身につけることができるよう、能力開発プログラムを組み入れた研修を実施する。
- ・採用時研修等の充実を図るとともに、国内外の民間企業、大学等への派遣研修の検討を行う。
- ・職務内容の特性に応じて、研修の実施や在任期間の長期化により、専門能力を高める。

(3) 人事交流

- ・組織の活性化を図るため、関係機関との人事交流を継続する。

人件費について

人事管理計画の策定等を通じて、概ね1%の人件費を削減する。

(参考1) 平成19年度の常勤職員数 1,174人
また、任期付職員数の見込みを40人とする。

(参考2) 平成19年度の人件費総額見込み 11,474百万円(退職手当は除く)
(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 10,160百万円)

(別紙)

予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成19年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9,982
施設整備費補助金	359
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	72
国立大学財務・経営センター施設費交付金	54
自己収入	6,296
授業料、入学金及び検定料収入	6,175
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	121
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,172
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	335
計	18,270
支出	
業務費	12,647
教育研究経費	12,647
診療経費	0
一般管理費	3,966
施設整備費	359
船舶建造費	0
補助金等	72
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,172
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	54
計	18,270

[人件費の見積り]

期間中総額 11,474 百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 10,160 百万円)

「運営費交付金」のうち、平成 19 年度当初予算額 9,934 百万円、前年度よりの繰越額のうち、使用見込額 48 百万円。

「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額 4,544 万円。

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	17,462
經常費用	17,462
業務費	16,644
教育研究経費	2,436
診療経費	0
受託研究経費等	745
役員人件費	119
教員人件費	10,029
職員人件費	3,315
一般管理費	438
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	380
臨時損失	0
収益の部	17,462
經常収益	17,462
運営費交付金収益	9,879
授業料収益	4,872
入学金収益	800
検定料収益	166
附属病院収益	0
受託研究等収益	745
補助金等収益	55
寄附金収益	401
財務収益	0
雑益	164
資産見返運営費交付金等戻入	150
資産見返補助金等戻入	4
資産見返寄附金戻入	58
資産見返物品受贈額戻入	168
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	20,837
業務活動による支出	17,039
投資活動による支出	1,231
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	2,567
資金収入	20,837
業務活動による収入	17,474
運営費交付金による収入	9,934
授業料、入学金及び検定料による収入	6,175
附属病院収入	0
受託研究等収入	745
補助金等収入	72
寄附金収入	427
その他の収入	121
投資活動による収入	413
施設費による収入	413
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	2,950

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

(別表)

学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

学部

学部名	学科(課程)	学生収容定員	備 考
人文学部	(昼間コース)		
	社会学科	300	
	言語文化学科	300	
	法学科	385	3年次編入学収容定員 10名を含む
	経済学科	720	
	小計	1,705	
	(夜間主コース)		
	法学科	140	3年次編入学収容定員 5名を含む
	経済学科	160	
	小計	300	
	計	2,005	
	教育学部	学校教育教員養成課程	1,040
生涯教育課程		220	
総合科学教育課程		180	
芸術文化課程		160	
計		1,600	
情報学部	情報科学科	400	
	情報社会学科	400	
	計	800	
理学部	数学科	140	
	物理学科	180	
	化学科	180	
	生物科学科	90	平成 18 年度新設
	地球科学科	90	"
	生物地球環境科学科	180	(改組前の学科)
	計	860	
工学部	(昼間コース)		
	機械工学科	600	
	電気電子工学科	600	平成 18 年度名称変更(電気・電子工学科 電気電子工学科)
	物質工学科	580	
	システム工学科	360	
	小計	2,140	
	(夜間主コース)		
	機械工学科	40	平成 18 年度廃止
	電気・電子工学科	40	"
	物質工学科	20	"
	システム工学科	40	"
	小計	140	
	計	2,280	
	農学部	共生バイオサイエンス学科	120
応用生物化学科		180	平成 18 年度改訂
環境森林科学科		80	平成 18 年度新設
人間環境科学科		60	(改組前の学科)
生物生産科学科		80	"
森林資源科学科		80	"
計		620	3年次編入学収容定員 20名を含む

大学院

研究科名	専攻等	学生収容定員	内 訳	備 考
人文社会科学 研究科	臨床人間科学	20	うち修士課程 20 人	平成 19 年度改訂
	比較地域文化	22	うち修士課程 22 人	"
	経済	20	うち修士課程 20 人	
	計	62	うち修士課程 62 人	
教育学研究科	学校教育	20	うち修士課程 20 人	
	国語教育	14	うち修士課程 14 人	
	社会科教育	14	うち修士課程 14 人	
	数学教育	10	うち修士課程 10 人	
	理科教育	20	うち修士課程 20 人	
	音楽教育	8	うち修士課程 8 人	
	美術教育	12	うち修士課程 12 人	
	保健体育	8	うち修士課程 8 人	
	技術教育	16	うち修士課程 16 人	
	家政教育	8	うち修士課程 8 人	
	英語教育	14	うち修士課程 14 人	
	計	144	うち修士課程 144 人	
情報学研究科	情報学	100	うち修士課程 100 人	
	計	100	うち修士課程 100 人	
理学研究科	数学	24	うち修士課程 24 人	
	物理学	28	うち修士課程 28 人	
	化学	36	うち修士課程 36 人	
	生物科学	26	うち修士課程 26 人	
	地球科学	26	うち修士課程 26 人	
	計	140	うち修士課程 140 人	
工学研究科	機械工学	140	うち修士課程 140 人	
	電気電子工学	140	うち修士課程 140 人	
	物質工学	130	うち修士課程 130 人	
	システム工学	74	うち修士課程 74 人	
	事業開発マネジメント	40	うち修士課程 40 人	
	計	524	うち修士課程 524 人	
農学研究科	人間環境科学	30	うち修士課程 30 人	
	生物生産科学	48	うち修士課程 48 人	
	森林資源科学	48	うち修士課程 48 人	
	応用生物化学	48	うち修士課程 48 人	
	計	174	うち修士課程 174 人	
自然科学系教育部 (注)	ナノビジョン工学	26	うち博士課程 26 人	
	光・ナノ物質機能	24	うち博士課程 24 人	
	情報科学	20	うち博士課程 20 人	
	環境・エネルギーシステム	14	うち博士課程 14 人	
	バイオサイエンス	16	うち博士課程 16 人	
	環境科学	5	うち博士課程 5 人	(改組前の専攻) 1
	設計科学	8	うち博士課程 8 人	"
	物質科学	8	うち博士課程 8 人	"
	システム科学	8	うち博士課程 8 人	"

	電子材料科学	7	うち博士課程 7 人	(改組前の専攻) 2
	電子応用工学	8	うち博士課程 8 人	"
	ナノビジョン工学	6	うち博士課程 6 人	"
	計	150	うち博士課程 150 人	
法務研究科	法務	90	うち専門職学位課程 90 人	
	計	90	うち専門職学位課程 90 人	

注 平成 18 年度に理工学研究科(博士前期・後期課程)、電子科学研究科(博士課程)を改組し、理学研究科(修士課程)、工学研究科(修士課程)、自然科学系教育部(博士課程)を設置した。

備考欄の「(改組前の専攻)」は、新大学院(自然科学系教育部)に同一専攻名がないものであり、印は、改組前の以下の研究科における専攻を示す。

- 1:理工学研究科(博士後期課程)
- 2:電子科学研究科(博士課程)

附属学校

区 分	収容定員	学級数	備 考	
教育学部附属静岡小学校	720	18	平成 19 年度複式学級廃止	
教育学部附属浜松小学校	480	12		
教育学部附属静岡中学校	480	12		
教育学部附属浜松中学校	360	9		
教育学部附属島田中学校	360	9		
教育学部附属幼稚園	2 年保育	100		
	3 年保育	60		
	計	160		3 歳 1、4 歳 2、5 歳 2=5
教育学部附属特別支援学校	高等部(本科)	24	3	平成 19 年度学校名変更(附属養護学校附属特別支援学校)
	中学部	18	3	
	小学部	18	3	
	計	60	9	